

中央労基協 Report

令和7年10月

「令和7年度 中央健康推進大会」が開催されました！



令和7年9月16日、文京区の文京シビックセンター小ホールにおいて、中央労働基準監督署、公益社団法人東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部、建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会、東京中央地域産業保健センター、一般社団法人文京区産業協会の共催により令和7年度中央健康推進大会が開催されました。

第1部では主催者を代表して中央労働基準監督署の白浜署長及び公益社団法人東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部の三好支部長による挨拶に続き、東京労働局長表彰受賞個人1名の披露と、中央労働基準監督署長から7社及び個人3名に対して安全衛生表彰が行われました。

第2部では全国労働衛生週間実施要綱等について、中央労働基準監督署の奥谷労働基準監督官・竹村地方産業安全専門官による説明があり、「主唱者（厚労省・中災防）、協賛者の実施事項」、「実施者（事業者）が準備期間中及び全国労働衛生週間に実施する事項・継続的に実施する事項」、「過重労働による健康障害防止対策」、「メンタルヘルス対策の推進」及び「熱中症予防他労働安全衛生法の改正」等について説明がありました。

特別講演として、椎野労働衛生コンサルタント事務所代表の椎野恭司氏から「最近の労働衛生管理について（化学物質管理・行動災害防止等）」と題して、化学物質の自律的管理や増加が続く労働者の行動災害予防に具体的な事例を交えた講演がありました。

なお、中央労働基準監督署長表彰者は、以下のとおりです。

○東レ株式会社 本社 ○鉄建・スバル興業建設共同企業体 橋梁補修補強工事「お茶の水橋」（第12号） ○株式会社鴻池組 東京本店（仮称）九段南四丁目計画 ○大豊建設株式会社 東京建築支店（仮称）日本橋人形町2丁目計画新築工事 ○清水建設株式会社 東京支店 ID元町小学校保全施設整備工事 ○清水建設株式会社 東京支店 丸の内Cビル改修工事 ○北野建設株式会社 東京本社 街路築造工事（5-環2築地） ○成田幸雄（建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会 安全指導者） ○奥富淳（建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会 安全指導者） ○佐々木勝俊（建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会 安全指導者）



白浜署長



三好支部長



奥谷監督官



竹村専門官



椎野恭司氏

発行所 // 公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人 // 古賀睦之 編集人 // 古川内和好
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です。

全国労働衛生週間を迎えて

中央労働基準監督署長 白浜 弘幸

東基連中央労働基準協会支部並びに会員の皆様には、日頃より労働基準行政について、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年度も10月1日から10月7日まで、全国労働衛生週間が実施されます。

76回目を迎える本年度のスローガンは、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」となっています。

このスローガンには、「長時間労働を防止するとともに、ストレスチェックなどの制度を活用した上で、しっかりとメンタルヘルス対策に取組み、労働者の健康に配慮した快適な職場環境作りに取り組みましょう。」といった思いが込められているものと考えます。

さて、昨今の職場における健康確保に関する状況に目を向けると、大きく3つの着目点があると思います。

1つめは、メンタルヘルスに関することです。

当署管内では、長時間労働やパワーハラスメント等を原因として、メンタル疾患を患ったという労災請求が、年々増加し、令和元年と令和6年を比較すると5年間で81件から216件（当署データ）と激増しています。

特にパワーハラスメントを含む上司とのトラブルの事案が増えており、パワーハラスメント防止を含む職場環境改善が急務となっています。

2つめは、高齢者の健康管理に関することです。

近年、我が国においては高齢化が進展し、職場においてもその傾向は同様のものとなっています。

65歳以上の就業率は、令和6年において、全就業者の25.7パーセントを占め、年々増加しており、今後、高齢者の活用が企業発展に大きく寄与するものであるといっても過言ではありません。

一方、高齢になると、一般的には、何らかの疾患を抱えることが増え、体力低下が進展する傾向があります。

よって、高齢者の安全や健康を確保する観点から、高齢者の特徴に着目した安全衛生管理の手法である「エイジフレンドリー」の積極的な取組をお願いします。

3つ目は、化学物質の暴露防止対策について、令和5年に大きく関係法令

の改正が行われたことです。

改正後は、限定的な物質について、その取扱いを法令により具体的に規制するという運用に加えて、危険性又は有害性の可能性があるすべての物質についてSDS交付、ラベル表示、リスクアセスメント実施の義務（努力義務を含む）を課すという運用が追加されました。

これらの法令改正は、化学物質の暴露を原因とする労働災害の8割が、法令規制の対象外物質が原因で発生していたという状況を受けたものです。

改正法令が全面施行されて1年半が経過しますが、法令改正の趣旨をしっかりとご理解いただき、化学物質の暴露防止対策の徹底をお願い致します。

結びとなります。多くの方が日常の忙しさにかまけて、つつい健康管理について、忘れてしまいがちではないでしょうか。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境を考えていただく貴重な期間ですから、「失ってから初めて健康の大切さに気づく」ということにならないよう、この機会を捉えて、自らの健康・職場の健康確保について、しっかりとお考えいただき、皆様方全員が、健康で充実した楽しい職業生活を過ごしていただくことを祈念いたします。

事業者の皆様へ

第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

 厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

東京都最低賃金のお知らせ



東京労働局HP

令和7年10月3日から

時間額

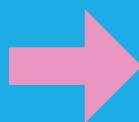
1,226円

前年比 63円UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～



「賃上げ」支援助成金 パッケージはこちら



厚生労働省HP



東京労働局HP

「賃上げ」支援助成金パッケージに掲載の助成金のポイントを簡単にまとめています。
事業主さまが賃上げに伴って行われる取り組みや、賃上げの対象となる従業員の特徴
などを基に、事業主さまの目的に合った助成金をお探してください。

詳しくは、

東京働き方改革推進支援センター ☎ 0120-232-865 へ

1,226円
だん



○最低賃金に関するお問い合わせは
東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)
または最寄りの労働基準監督署へ



さいちん犬

もっと自分らしい
Refresh!
働き方
休み方

計画的な
取得で
実りある
休暇を！

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

年次有給休暇 を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト



年休取得促進
特設サイト▶



もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期＝4月～9月の間で3日間 後期＝10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例) 所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっています。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

労災保険給付に関するQ & A

こんだ際、2塁ベースに左足を強打し左足の踵を骨折した。

- ① 当該野球大会は毎年、春秋２回定例的に市内の多くの会社が参加して開催され、Ｂ市の年中行事の一つであった。
- ② 出場選手の選定は、一定の選考基準の下に野球監督と野球部長である工場次長が協議した上で選出し、工場長、労務課長を通じて社長の承認を得る方法で行われていた。
- ③ 丁事業場チームは大会第一日目（土）と第二日目（日）に出場しているが、第一日は、通常の労働時間中に一試合を行い、賃金は一日分が支払われている。
- ④ 大会二日目（災害発生当日）は公休日であり、出場選手に賃金は支払われていないが、日当に相当する額の食事、菓子等が支給され、使用者は口頭で代休を与える旨を選手に申し渡していた。

A1 本件場合は毎年、春秋二回定例的に開催されるもので、同市内の会社はほとんど参加しており、下事業場チームが参加するのも、当事業場の事業の運営上明らかに必要があると認められ、出場選手の選定についてみるに、野球監督と野球部長である工場次長が協議の上選出し社長の承認を受けており、使用者の業務命令による出場とみることができ、なお出場当日は、通常の出勤扱い又は代休を与える等の措置を講じているので、かかる野球大会出場に起因する本件災害は業務上である。

【運動競技に伴う災害の業務上外の認定について】

労働者の運動競技大会出場において、「業務行為」と認められるには、次に掲げる要件のいずれも満たすことが必要

- (イ) 運動競技大会出場が、出張又は出勤として取り扱われるものであること。
(ロ) 運動競技大会出場に関して、必要な旅行費用等の負担が事業主により行われ（競技団体等が全部又は一部を負担する場合を含む。）、労働者が負担するものではないこと。

なお、労働者が個人として運動競技大会に出場する場合において、上記（イ）及び（ロ）の要件を形式上満たすにすぎない場合には、事業主の便宜供与があったものと解されることから「業務行為」とは認められないものである。

※ 詳しいことは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

[illegible]

◆中央支部会員特典◆



中央労働基準協会支部 会員限定

応急手当普及員による
「AED使用方法と救命手順のポイント」 “無料” 講習会

AEDが必要になったとき、ためらっている時間はありません。
 正しい知識を持ち、冷静に対応できる準備をしておきましょう！

 **アナタの職場の会議室で出張無料講習！**
 ◎ 所要時間30～40分程度を予定（広相談）

 **事業所単位・部署単位等、社員研修の一コマに！**
 ◎ 少人数でも対応可能です。日程調整等、お気軽にご相談ください！

お問い合わせ先
 （公社）東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部
 講習課 TEL 03-3263-5060（平日9：00～17：00）
 AED無料講習申込専用フォーム《会員限定》<https://joinform.jp/form/inquiry/211018>

AEDで・・・アナタが救える命がある！



無料講習申込専用フォーム
<https://joinform.jp/form/inquiry/211018>



令和7年度講習カレンダー〔令和7年10月～令和8年3月〕

講習申込は3か月前の1日からできます

HP トップページ



講習名		10月	11月	12月	1月	2月	3月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		5(水) 7(金)				4(水) 6(金)
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		11(火) 12(水)		28(水) 29(木)		
	石綿作業主任者技能講習	22(水) 23(木)		9(火) 10(水)			11(水) 12(木)
教特別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育			9(火)			
法定講習等	安全衛生推進者養成講習			11(木) 12(金)			
	衛生推進者養成講習		18(火)				
	安全管理者選任時研修	6(月) 7(火)			22(木) 23(金)		
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)	28(火)				4(水)	
	保護具着用管理責任者教育	29(水)					
	雇入れ時の安全衛生教育						
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】					17(火) 19(木)	
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】					17(火) 18(水)	
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】					19(木)	
安全衛生講習	熱中症予防管理者(指導員)研修						
	総括安全衛生管理者講習	17(金)					
人事労務講習等	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習						
	基礎講座	新規労務担当者向け講習					
		社会保険(健保・年金)基礎講座					
		労働基準法等基礎講座					
	実務講座	労災保険実務講座[基本編]					
		労災保険実務講座[応用編]					
		社会保険実務講座[健康保険]	8(水)				
		社会保険実務講座[厚生年金・国民年金]	21(火)				
		社会保険実務講座[健康保険+厚生年金・国民年金]【2回セット】 ★セット割引	★ 8(水) ★ 21(火)				
		社会保険実務講座[健康保険+厚生年金・国民年金]【2回セット】		20(木) 27(木)			
		育児介護休業等実務講座【2回セット】			21(水) 27(火)		
	女性活躍推進セミナー					13(金)	

酸素事故が多発！
社内教育に!!

2025年の
法改正に対応!!

★講座は【2回セット】で申し込むと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。
※会員とは、東基連本部・支部（中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部）会員をいいます。
※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。
※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要な為お早めにご相談ください】

2025/9/16現在